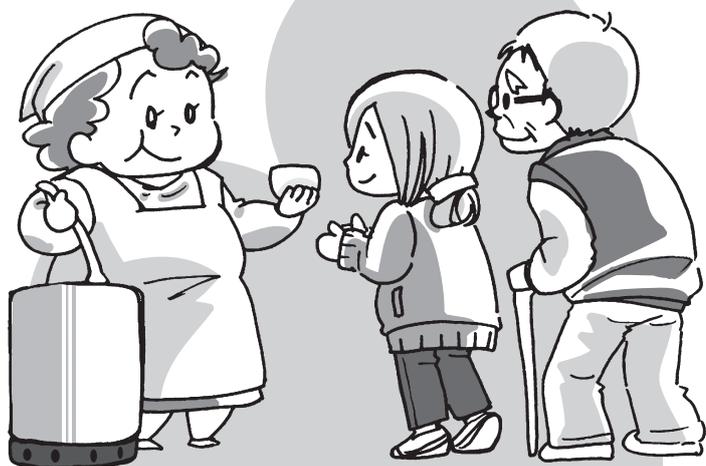


平成28年度  
北海道内  
社会福祉協議会の  
取組み事例集



# はじめに

北海道社会福祉協議会では、全道市町村社協会長・事務局長研究協議会をはじめとする各種研修会などにおいて、道内市町村社協の実践を発表いただく機会が多くあります。

また、北海道社協職員連絡協議会では、平成26年度以降、全道社協職員研究協議会において、道内市町村社協の様々な活動を発表いただけてきました。

これら多くの実践発表の内容は、研修等において共有されてきたところではありますが、研修に参加されない社協職員には周知することが難しい状況が続いていました。

このため、平成28年度から隔年を目途として、北海道社会福祉協議会と北海道社協職員連絡協議会の協働により、社協活動を広く周知するための事例集を作成することといたしました。

この事例集では、北海道内または全国的に先駆けて行われている社協活動や北海道における共通した課題に取り組む社協の姿などを紹介します。

最後になりますが、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年8月

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
会 長 長 瀬 清

北海道社協職員連絡協議会  
会 長 石 川 克 己

# 目次

はじめに .....	1
<b>平成26年度全道社協職員研究協議会発表内容 .....</b>	<b>3</b>
①京極町社会福祉協議会 .....	4
京極町におけるサロン事業の取り組み ～住民の主体性への試み～	
②岩見沢市社会福祉協議会 .....	8
除雪ボランティア活動の取り組み	
③登別市社会福祉協議会 .....	12
災害時における社協職員による住民支援のあり方について	
④新ひだか町社会福祉協議会 .....	16
新ひだか町三石地区における顔の見える小地域福祉活動の展開 「歌笛地区こども・おとな企画」	
⑤池田町社会福祉協議会 .....	19
介護予防から地域を支えるボランティアポイント事業の取り組みについて ～自らの健康づくりから社会貢献へ～	
<b>平成27年度全道社協職員研究協議会発表内容 .....</b>	<b>23</b>
①江別市社会福祉協議会 .....	24
生活困窮者自立相談支援事業の実施について	
②喜茂別町社会福祉協議会 .....	27
地域に広がる介護予防～社協特性を活かした事業展開を目指して～	
③妹背牛町社会福祉協議会 .....	31
住民主体の地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」策定を契機に、 ～住民との協働によるまちづくりの実現に向けて～	
④津別町社会福祉協議会 .....	35
津別町における市民後見人の活動について	
⑤室蘭市社会福祉協議会 .....	40
学習サポート事業について ～蘭 LEARN 教室～	

**平成26年度**

**全道社協職員研究協議会発表内容**

# 京極町におけるサロン事業の取り組み ～住民の主体性への試み～

## ▶事業を開始したきっかけ

町内のミニドック検診において、要支援、要介護になる恐れのある特定高齢者が増加している背景があった。そんな中、事務局長の提案から社協主催でふまねっと教室を試験的に開催したところ、特定高齢者8名が参加。3カ月のプログラム終了後、全員がふまねっとサポーター養成講座を受講。サポーターの資格を得たことで、当事者自身が自信を深め地域でふまねっと教室を進める中でサロン活動への足掛かりが出来た。

## ▶活動内容

毎週第一・第三木曜日に商工会館にてニュースポーツとよばれる吹き矢、輪投げ、スカットボール、ラダーゲッターなどの運動が苦手な人でも取り組める軽スポーツのサロンを実施。

参加者は平均20名程度。備品の準備、受付、進行、片づけ等は介護支援元気ボランティアと呼ばれる有償ボランティアが中心となり全員で協力しながら行われている。不定期で実施されるミーティングではサロンで感じたことの共有や課題を検討する役割を果たし、サロンの運営に活かされている。



30分前の準備 早く着いた人が  
イスを並べます



イスを並べた後は、物品の準備を  
全員で協力しておこないます



今日の参加者をチェックしていきます



サロンスタート、最初は準備体操  
としてラジオ体操を実施



不定期でみんなで出来る脳トレを実践



いよいよ競技開始 スカツとボール



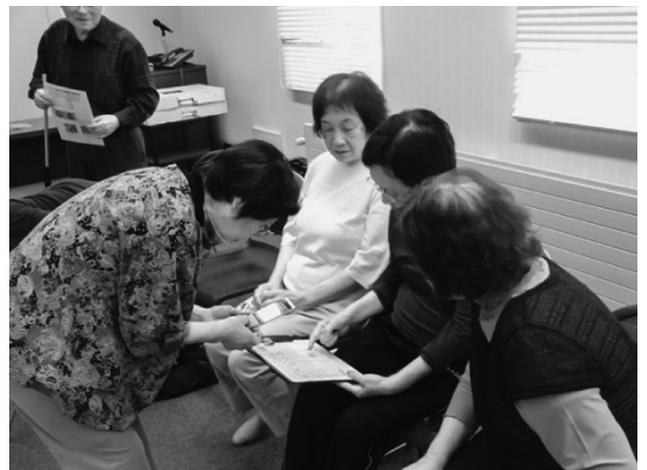
吹き矢



ラダーにボールをひっかける  
ラダーゲッター



輪投げ



チームごとに得点表をつけて競います



備品の片づけをおこないます



最後にイスの片づけをおこないます

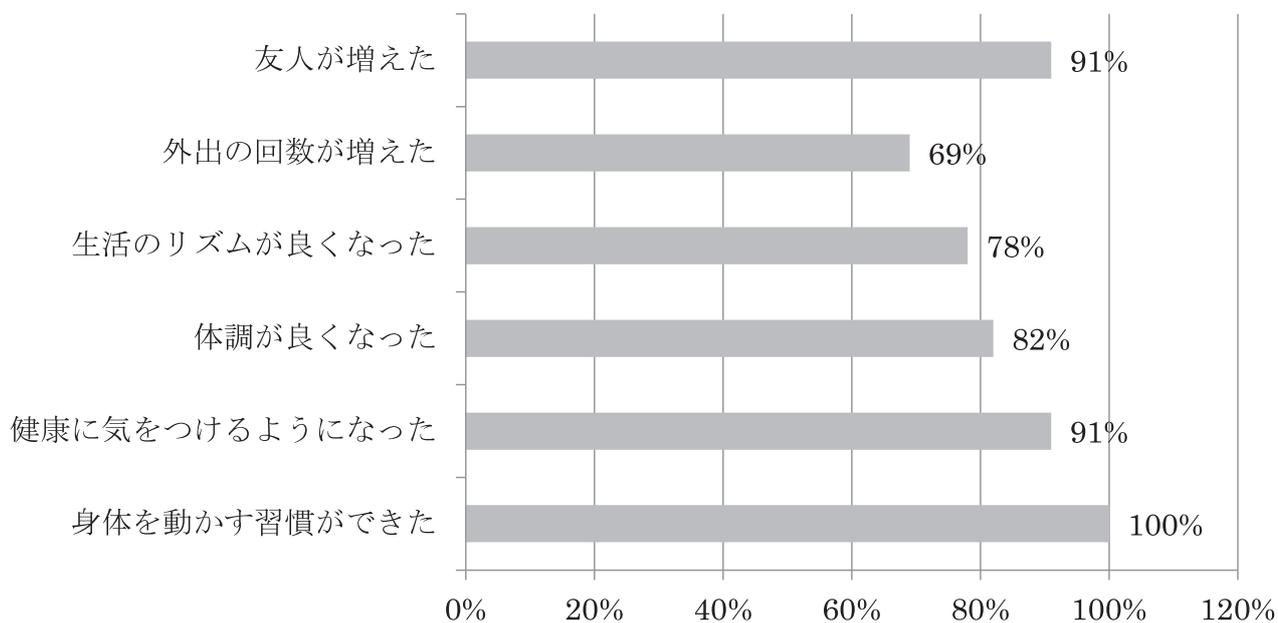


不定期でサポーターを中心にミーティングを行ってサロンの課題などを検討



サロンで使う消耗品はみんなで知恵を出し合って対応します

## サロン意識調査の結果



## ▶事業を行った評価

---

ふまねっと教室がサロン活動へ変化していく中で、職員、サポーターその他の参加者がそれぞれの役割を試行錯誤する過程で主体性が少しずつ育まれた。職員は参加者自身がやりたいことを選択して決定する機会を提供することで主体性を引き出すきっかけを作った。サポーターは職員の考えに次第に理解を示し他の参加者へ主体的な働きかけを行う。参加者はサポーターに協力するかたちでエンパワメントされ活動意欲の向上につながった。

結果として、誰もが支え手になれるという意識が芽生え、ニュースポーツサロンは主体的な運営へ変化した。

課題は商工会館等に歩いて通えない人たちが、地域でつどえる場所づくりの仕組みづくりである。

その仕組みづくりの一環として、現在ビデオを見ながら約30分間行う「ちょこっと体操」をきっかけに地域で主体的に仲間を集め、場所を決め、自分達だけで健康づくりを実施出来るサポーターの養成を進めていく予定である。

# 除雪ボランティア活動の取り組み

## ▶事業を開始したきっかけ

平成23年に記録的な大雪に見舞われ、除雪ボランティアの募集をかけていなかったにもかかわらず、全国的な報道等によって、市内及び市外からボランティア活動の希望があり、ボランティアによる除雪支援活動を実施した。

この経過を踏まえ、平成24年度に要援護者支援対策の強化として、市担当部署と協議のうえ、本格的に除雪ボランティアの募集を行い、非常時に迅速に支援できる除雪ボランティアの確保及び支援活動を目的に事業を開始。

## ■岩見沢市の降雪・積雪状況(平成20年度から平成27年度)

年 度	総降雪量	最大積雪深
平成20年度	646cm	64cm
平成21年度	697cm	98cm
平成22年度	632cm	133cm
<b>平成23年度</b>	<b>1,040cm</b>	<b>208cm</b>
平成24年度	877cm	164cm
平成25年度	696cm	138cm
平成26年度	502cm	114cm
平成27年度	657cm	140cm

※平成23年度、最大積雪深208cmの観測史上最大を記録。道路幅員の減少、バス・JRの運休等 交通の混乱、雪の落下や除雪中の事故等による人的被害、雪の重みによる建築物への被害、学校の臨時休校等、市民生活に大きな影響を与えた。

【平成23年度岩見沢市内の様子】



## ▶ 活動内容

### ■ 除雪ボランティア募集・登録

- ・ 募集期間：11月から2月末まで
- ・ 募集方法：市広報・社協だより・HP（市・社協）・ポスター等
- ・ 募集範囲：原則、岩見沢市内在住者とする。（個人・団体・企業等）

ただし、市外からのボランティア登録希望者についても受入れする。

- ・ 登録方法：除雪ボランティア登録申請書（個人・団体用）による登録。  
※申請書には活動可能曜日、時間、持参可能資材・活動可能人数などの記入欄を設けており、迅速に調整できることを目的に申請書による登録としている。
- ・ その他：登録者には、除雪ボランティア活動内容、活動上の注意点、活動までの流れ等を記載している除雪ボランティアガイド（A4両面）を渡す。

【表面】

### ～ 除雪ボランティアガイド ～

この度は、岩見沢市社会福祉協議会除雪ボランティアにご登録いただきありがとうございます。登録いただいた皆様は除雪ボランティアとして活動するにあたっての一連の流れ、心構え、留意点等についてお伝えしますのでご一読ください。

○除雪ボランティアの活動内容

【対象者】 自力で除雪が困難かつ家族や親類及び町会・自治会からの協力が得られない要保護者世帯（高齢者・障がい者）への除雪活動

【作業内容】 スコップ等の入力による、出入口の掃雪・屋根から落ちた雪・住宅周りの除雪作業（窓の確保、軒下の確保等） ※屋根の雪下ろしは行いません。

【活動期間】 12月下旬から3月上旬を予定  
※ただし、降雪・積雪状況、ボランティア登録状況等により活動の機会がない場合もありますのでご了承ください。

【活動時間】 午前部 10:00～12:00 午後部 13:00～15:00  
※活動内容により、前後することがあります。

○準備・持参いただくもの（可能な限り持参）

- ◆スコップ（刺先スコップ）、スノーダンプ等の雪かき道具
- ◆防寒具、手袋、長靴・靴替え、食糧、飲み物・健康保険証等

○登録から活動までの流れ「フローチャート」

★除雪ボランティア希望者★

- 社会福祉協議会へ除雪ボランティアの事前登録
- 除雪活動まで待機
- 派遣調整 事前に登録いただいた活動可能日等を元に登録ボランティアの方に連絡し、活動の可否の確認及び調整を行う。
- 活動当日 現地、または岩見沢広域総合福祉センターへ集合し、現地に向かう。
- 除雪活動開始 社協担当者からの説明・指示を受けて活動開始。
- 活動終了 現地、または岩見沢広域総合福祉センターで解散。

★社会福祉協議会★

- 市民・市除排雪対策本部から除雪依頼
- 調査（聞き取り・現地訪問）・ボランティア派遣検討
- ボランティア派遣決定

【裏面】

○除雪作業の心構え

【除雪中の事故防止のため】

- ◆低い屋根でも油断は禁物！ ◆建物のまわりに雪を積って雪下ろし！
- ◆作業開始直後と寝たころは特に慎重に！ ◆晴れの日はどよ注意、屋根の雪がゆるんで！
- ◆忘れずに！除雪道具はこまめに手入れ、点検を！
- ◆携帯電話の携行を忘れずに！

【出展】「除雪中の事故防止に向けた対策」：  
雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会から抜粋

○ボランティアとしての心構え

- ◆出かける前の準備をしっかりと！  
・情報収集（交通道路の状況等）、体調管理をしっかりとすること。
- ◆思い込みをしない！  
・極端などの情報から勝手な思い込みをしないこと。
- ◆断る勇気を持つ！  
・依頼者からの予定にない要望で出来ないことや危険なことは、できないとはっきりと伝える。
- ◆ルールを守って！  
・勝手な判断はしないこと。困ったら岩見沢市社会福祉協議会に相談してください。
- ◆約束や秘密を守る！  
・活動にあたっては時間や約束、秘密を守ることは大切です。連絡もなく遅刻したり、勝手に休んだりすること。また、活動中に知った個人的な情報を他人に漏らすことは信頼関係を損ないます。
- ◆ボランティアに上下関係はありません！  
・「～してやっている」「～してやったのにお礼の言葉もない」などといった傲慢な考えや態度で活動してはいけません。ボランティア活動からはかけがえのない喜びや感動を得ることができます。相手から学ばせていただくという姿勢が大切です。

○もし事故が起きてしまったら・・・

- ◆除雪ボランティア登録者の皆様には、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により、怪我をされた場合や偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金が支払われる「ボランティア活動保険」に加入いただきます。（ボランティア活動保険の保険料については、当会が負担し手続きを行います。）  
※ボランティア活動保険の詳しい内容については、パンフレットをご参照ください。
- ◆除雪作業中に事故が発生した場合は、速やかに岩見沢市社会福祉協議会にご連絡ください。

○活動上の留意点

- ◆活動に対しての報酬については、「無報酬」となっております。  
※交通費等実費についても支給はありませんのでご了承ください。
- ◆除雪作業中は多量の汗をかくことがありますので、作業前・作業後の体温の調整・水分補給に注意してください。

〒068-0031  
岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内  
社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会  
【TEL】 0126-22-2960 【FAX】 0126-24-4977  
【E-mail】 iwamizawa-syakyo@helen.ccn.ne.jp  
【H P】 http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp/

## ■支援対象世帯

自力での除雪が困難な世帯（高齢・障がい等）で、かつ親類縁者及び町会・自治会などからの除雪支援が期待できない世帯。

ただし、市豪雪対策本部からボランティアの要請及び緊急性が高い世帯は、上記の世帯以外にも除雪ボランティアを派遣する。

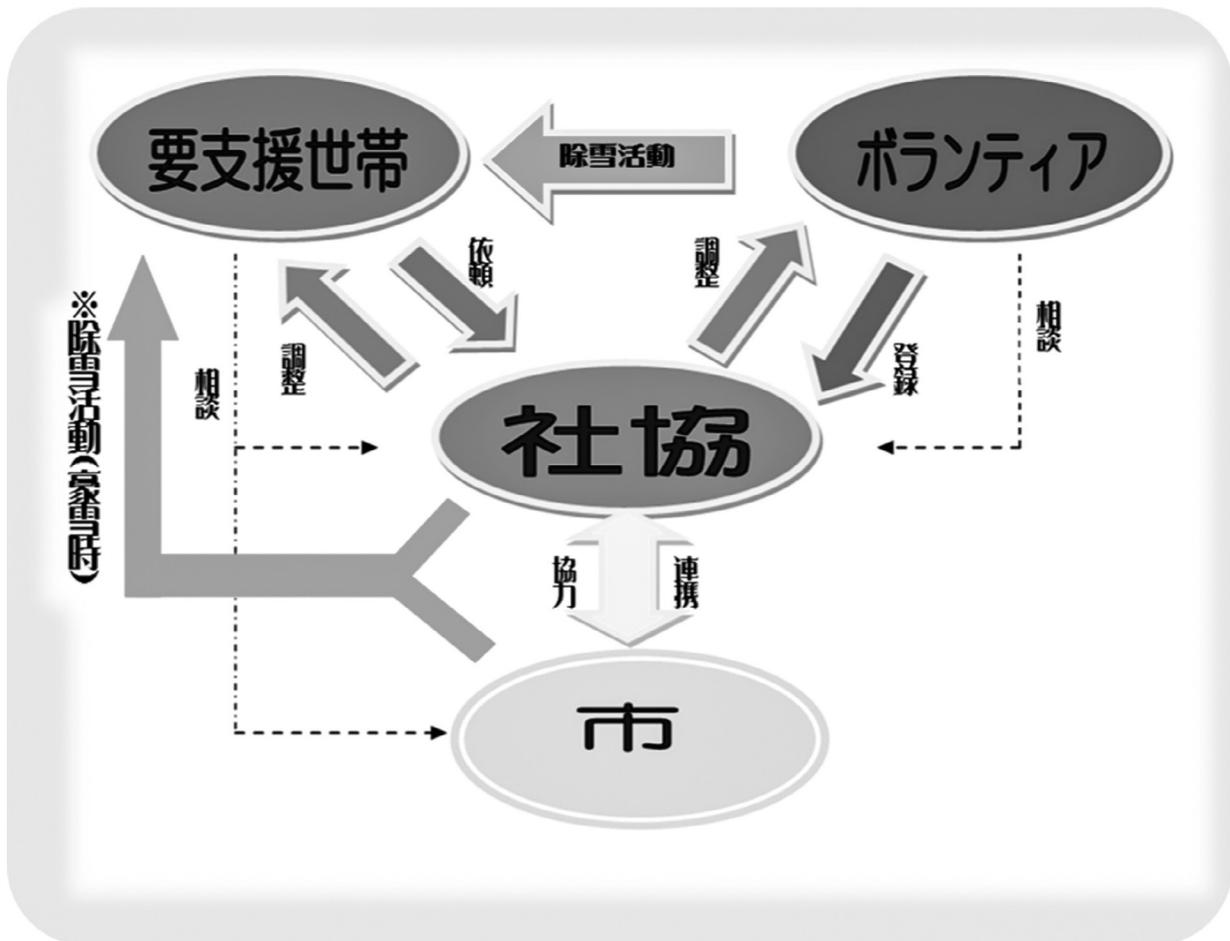
※平常時は、従来から実施している地域除排雪支援事業（地域の支え合い活動）を基本とすることから、地域（町会・自治会）からの支援が期待できない世帯を含めている。

## ■活動（作業）内容

スコープ等による人力での除雪活動（日常生活上の安全確保）

- ・活動範囲：間口の拡幅、雪庇、軒下、給排気口、灯油タンク周辺等の除雪作業。  
※屋根の雪下ろし等の危険箇所は行わない。
- ・活動時間：午前の部10:00から12:00  
午後の部13:00から15:00
- ・集合場所：岩見沢市社会福祉協議会または現地。  
※現地調査時に駐車スペース等を確認し決定。
- ・保 険：ボランティア保険の加入。（当会で負担）
- ・報 酬：無報酬。
- ・そ の 他：除雪用具、防寒着、着替え等は各自で用意。

## ■活動の仕組み



## ■活動の様子



## ■活動実績

年 度	登録者数		活動件数 (延べ)	活動人数 (延べ)
	個 人	団 体		
平成24年度	15人	5団体	48件	144人
平成25年度	11人	3団体	32件	108人
平成26年度	6人	4団体	41件	64人
平成27年度	2人	4団体	99件	317人

## ▶事業を行った評価

除雪ボランティア活動を通じて、登録団体である野球少年団が学区の地域と連携し、日常的に要支援世帯の除雪ボランティア活動に繋がった事例がある。本活動が要支援世帯の支援だけでなく、地域の新たな担い手の発掘、活動機会の提供等に繋がったことは評価するところである。

その一方で、登録者数が年々減少している状況である。平成24年度以降、降雪量・積雪量とも平年並みで推移しており、除雪ボランティアに対する市民の関心が低下していることが、登録者の減となった要因の一つとして考えられる。しかし、活動件数自体は増加しており、除雪支援に対するニーズは多数潜在していることが推測される。

今後、要支援者が地域において少しでも長く暮らしていくための一つの方策として、除雪ボランティア活動は、非常に有効な支援活動であることから、より多くのボランティア活動者の確保と要支援者のニーズ発掘のため、事業の周知・募集方法・支援方法等を再検証のうえ、豪雪地帯である岩見沢市における地域特有のボランティアとして根づくよう支援していくこととする。

# 災害時における社協職員による 住民支援のあり方について

## ▶事業を開始したきっかけ

平成24年11月27日に発生した暴風雪により市内約2万1千戸が最大4日間停電した。この大規模停電により、登別市社会福祉協議会として福祉サービス利用者の安否確認、生活支援活動を実施したほか、避難所の炊き出し活動をコーディネートし、災害時における社協職員による住民支援を行った。（主に炊き出し活動のコーディネートを記載）

## ▶活動内容

### 1. 暴風雪による気象と停電の状況

区 分	詳 細
停電期間	平成24年11月27日（火）6:30頃～30日（金）13:00頃 【最大4日間】
停電戸数	2万1千戸（約2万5千戸中）
風速	27日午前6時 最大瞬間風速39.7メートル （室蘭地方気象台11月観測史上最大）
送電配電線	27日午前6時から2時間の間に送電線2カ所でショートと破断が発生。各地域に電気を運ぶ配電線のショートは西胆振全域で65カ所。同日7時40分には送電鉄塔が倒壊。28日に一部復旧もショートが続き復旧が遅れた。（雪の重さ1mあたり2.8kg）
その他	①27日夜に災害救助法の適用を決定 （登別市、室蘭市、伊達市、白老町、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町） ②自衛隊は暖房器具を中心に救援物資輸送（延べ160人） ③公設避難所市内7カ所



▲原因となった鉄塔の倒壊写真



▲仮鉄柱組立の様子

## 2. 災害時の登別市内の状況と避難所の様子

- 吹雪で視界不良、電柱が倒れている、信号が動かない。
- ガスは使えたが、くみ上げ式の自宅はトイレも使用不可。
- 倒木多数（998本／市発表）
- 車が渋滞していて出勤できない方も多数。
- ガソリンスタンドは1～2kmの渋滞。
- 車中泊をする若い方も多数（ペットの問題も）
- 市内の商店の物がなくなる。  
（特にストーブ、電池、水ペットボトル）
- 市外の温泉施設に入浴に行く方も多数。
- 避難しない方、できない方多数。
- 支援者も被災住民であった。



▲停電時の一般家庭の様子

## 3. 登別市社会福祉協議会（事務所）の状況

- 停電期間／11月27日（火）～28日（水） ※事務所機能マヒ（暖房・トイレ不可）
- 仮復旧／11月29日（木）9:00 ※電源車の仮通電開始（通常業務開始）
- 復旧／11月30日（金）9:30 ※デイスサービス、配食サービス業務開始  
／12月2日（月）9:00 ※地域活動支援センター業務開始

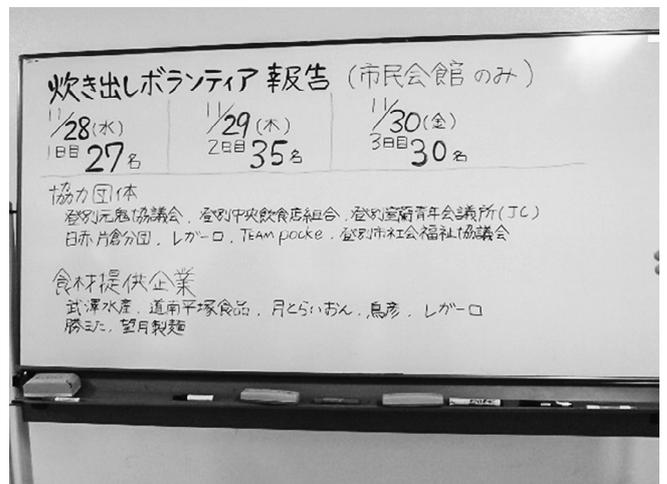
## 4. 避難所における炊き出し活動のコーディネート（ボランティアコーディネート）

### 1) 活動の概要

- 市に情報収集に出向き、社協の協力体制を確認。
- 市の要請を受け、市民会館を拠点として避難者に対する温食の炊出しのコーディネートを行う。  
（市民会館で炊き出し、温食を市内公設避難所に配送する形式で実施）
- 職員2名をコーディネーターとして派遣し、市民団体及びボランティア等による炊出し活動の連絡・調整等を行う。（災害ボランティアセンター機能を発揮）
- 11月28日夕食から30日昼食までの炊出しを提供。（朝食は備蓄品対応）
- 社協のレスキューキッチン（登別ライオンズ寄贈品）を活用。
- 協力団体6団体、協力者延べ82人、延べ1,050食提供。



▲レスキューキッチン使用の様子



▲避難所での掲示内容

## 2) 1日の主なスケジュール

08:00 職員集合	15:30 夕食数の最終確認
09:30 ボランティア集合ミーティング (メニュー・スケジュール・衛生・食数・活動者確認など)	17:00 配送開始
10:00 昼食準備開始	17:30 夕食提供・配膳
11:00 (保健所対応)	18:30 配膳終了・後片付け
11:30 配送開始	19:00 ボランティア夕食 夕食後ミーティング (反省点・ふりかえり)
12:00 昼食提供・配膳	19:30 ボランティア帰宅
13:00 配膳終了・後片付け	20:00 別団体の炊出し状況確認 残務整理
13:30 市報告及び夕食数の確認 ボランティア昼食 昼食後ミーティング・休憩	20:30 社協事務局長、市へ報告
15:00 夕食準備開始	21:00 自宅にて記録作成
	22:00 終了

## 3) 炊き出しのメニュー (企業協賛の品多数あり/避難所運営者は別途企業からの差入れあり)

- 11月28日(夕食) / ご飯、豚汁、納豆、たくあん 【400食】
- 11月29日(昼食) / 肉うどん、ご飯、たらこ、煮玉子、たくあん 【300食】  
(夕食) / 豚玉子とじ丼、味噌汁、いももち、納豆 【250食】
- 11月30日(昼食) / 炊き込みご飯、豚バラ肉煮込み、味噌汁、たくあん 【100食】



▲配膳の様子



▲11月30日の炊き出しメニュー

## 4) 各協力団体の役割分担 (団体・個人の得意分野を活かす役割分担)

- 歯医者 (現金の一時立替)
- 寿司屋 (米とぎ)
- 飲食店 (メニュー考案・食材の提供・味付け)
- 学生 (片づけ、広報物作成、声かけ)
- 企業 (差し入れ)
- 議員 (配送、機材搬入)
- 日赤奉仕団・個人 (食材加工、配膳、片付け)
- まちづくり団体 (会計・食材調達) など



炊き出しの様子

## 5) コーディネート概要（ボランティアコーディネーターの役割区分）

役割区分	実際のコーディネート内容
受け止める	・ ボランティアの受付・確認（個人・団体）・物資受付一部
求める	・ 活動の場、役割の調整・分担
高める	・ ミーティング（ふりかえり）の実施
創る	・ 避難所運営者との協力体制の確立
まとめる	・ 1日のスケジュール作成・記録作成
知らせる	・ 報道対応・保健所対応・避難者への周知
集める	・ 市担当者との連絡体制の確立（情報収集）
結ぶ	・ 関係機関との連絡調整・状況確認

※筒井のり子（1992）、「ボランティア・コーディネーター～その理論と実際～」（大阪ボランティア協会）より役割区分を引用。

## 6) コーディネートで心がけた視点やその他の調整事項

- 各団体同士の顔合わせの場を設定（お互いに知らない人たちばかりであった）
- 避難者への配慮（掲示、情報提供、配膳時の注意など）
- 各団体のトップ及び事務局レベルによる合意形成の場を設定（打ち合わせ会議を実施）
- 市の責任において炊き出し活動を実施することを確認
- 市及び各団体に対して社協がコーディネートを行うことの確認
- 社協組織内で現場での決定権の確認（現場担当者／係長一任）
- ボランティア受入体制の整備・ボランティア活動者の体調管理及び観察
- ルールづくり・連絡事項・情報の確認
- 報道対応・保健所対応・F Bによる周知・外部Vの炊出し調整
- 記録（時系列、市担当者とのやりとり、活動者、協賛名簿等作成）



▲炊き出し活動のボランティアの皆さん

## ▶事業を行った評価

活動終了後、災害時等の地域の課題や実情を把握するため、地域福祉活動実践者に対するアンケート調査を実施した。様々な課題が浮き彫りになるなか、この災害以降、本会では災害備蓄品の整備をはじめ、登別ガス協同組合との災害協定のほか、小地域ネットワーク活動をリニューアルして、平常時から災害時を意識した福祉活動が展開できるよう、市、連合町内会、民生委員児童委員協議会、社協の4者合意のもと「きずなづくり台帳」（福祉票）や「きずな安心キット」（救急医療情報キット）を活用して住民自らが積極的に対象者を把握しながら福祉活動に取り組み始めた。

# 新ひだか町三石地区における 顔の見える小地域福祉活動の展開 「歌笛地区こども・おとな企画」

## ▶事業を開始したきっかけ

2011年、新ひだか町三石地区に6校あった地域の小学校が1校に統合されたことにより、それまで地域行事等、学校を通して繋がっていた子どもたちと地域の大人たちの関わる機会が激減。三石歌笛地区のボランティア、民生委員などから、「このままでは子どもは勿論、親たちとの関わりも消えてしまい、地域で子どもたちを育てていく環境が整えられない。子どもや親たちと日常的に関わり合うために、先ず顔の見えるつながりを創らなければならない」という声があがり、この課題について検討を重ね、地域の子どもたちやその保護者世代を巻き込んだ交流事業『こども&おとな企画』の開催を提案した。

課題を挙げたボランティア、民生委員より地域へ協力を呼びかけ、ベテラン世代を中心としたボランティア、民生委員、自治会役員、さらに同地区で子どもたちの育成活動に取り組む青少年育成協議会（小・中学生とその保護者で組織されている）の賛同を得、実行委員会を組織し、本事業を開催することとなった。

## ▶活動内容

### 第1回：2013年2月24日（日）「本格そば打ちに挑戦！」

参加者45名、歌笛総合住民センター  
※新ひだか町ボランティア連絡協議会主催の  
ボランティア交流集会と共催  
地元のそば打ち名人を講師に迎えてそば打ち体験、  
試食後はかるた等、ありがとうメッセージ交換も  
参加者同士で行った。  
開催までに、実行委員会を3回開催  
そば打ちの道具は地元参加者の持ち寄り。



## 第2回：2014年2月23日（日）「関西風お好み焼きに挑戦！」

参加者60名、歌笛総合住民センター  
※新ひだか町ボランティア連絡協議会主催の  
ボランティア交流集会と共催  
北星学園大学の岡田直人教授を講師に迎えた  
本格的な関西お好み焼きづくり、試食後ボラン  
ティア連絡協議会会員によるレク、かるた等。開催  
までに、実行委員会を2回開催。



## 第3回：2015年2月22日（日）「昔のごはんづくりに挑戦！」

参加者47名、歌笛総合住民センター  
地元ベテラン主婦すいとん汁づくり  
子どもたち発案企画たこ焼き&わたあめ屋台体験  
歌笛ご当地ソング（お宮の山）合唱、かるたなど  
開催までに実行委員会を2回開催  
数回参加している中学生、小学高学年が  
屋台体験をサポート。同会場で赤い羽根共同募金  
の啓発も行われた（助成金を活用したため）。



## 第4回：2016年2月21日（日）「ながーい！のり巻きづくりに挑戦！」

参加者46名、歌笛総合住民センター  
じゃんけんゲーム、10メートルのり巻き作り、  
かるた等

開催までに実行委員会を2回開催

「小さな兄弟が家にいるため参加できない」  
という声が挙がっていたため、歌笛保育所の  
保護者宛てにも案内。

幼児も数名、保護者や兄弟と一緒に参加していた。



### ▶事業を行った評価

- ・実行委員会となっていたベテラン世代を中心とした新たなボランティア団体が発足。上記事業の企画運営の他、地域の公共施設周辺の環境整備、冬期間の滑り止め砂配付など積極的に活動している。また、事業に参画していた自治会役員やボランティアが中心となり、災害時要配慮者支援や地域福祉活動に取り組むための組織「みまもりたい」も立ち上がり、要配慮者リストづくりや救急・相談連絡先の全戸配布等を行っている。
- ・本事業は2013年から継続して行われ、次回で5回目を迎える。  
「顔の見えるつながりづくり」を目的に始められた事業だが、子どもたちが安全に健やかに育まれていく環境づくりを、地域が一丸となって取り組むことにも重点を置き、子どもから大人までが一緒に学び関わり合える「福祉教育」の場としても意識している。
- ・身近な生活、福祉課題をテーマとして取り上げ、一人ひとりの暮らしの在り方や地域の支え合いの重要性に気づき考えることできる住民主体の活動として、今後さらなる展開が期待できる。次回は、熊本県・大分県で発生した地震による災害の情報を受け、身近にできる防災をテーマとして取り上げ体験・交流事業を企画中（2017年2月予定）。

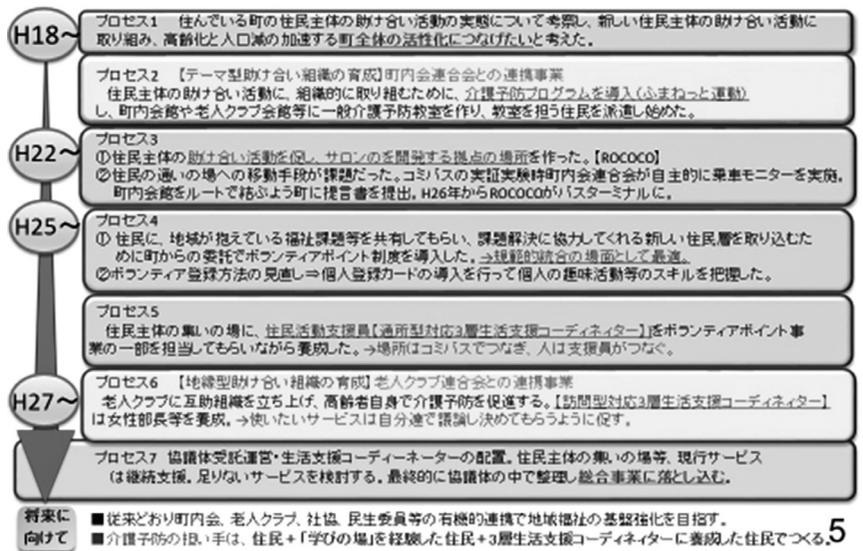
# 介護予防から地域を支えるボランティア ポイント事業の取り組みについて ～自らの健康づくりから社会貢献へ～

## ▶事業を開始したきっかけ

平成18年より、自らの健康づくりが社会貢献へ結びつくように活動してきた。①住んでいる町の住民主体の助け合い活動について考察。住民主体の助け合い活動は現在自分の住む町にあるか？助け合い活動とは、突発的なものか？日常的なものか？助け合い活動とは、個人的なものか？組織的なものか？助け合い活動は、自分のためか？他者のためか？助け合い活動が必要だとしたら住民主体の助け合い活動はどのように作ればよいのか？と考察した。②住民主体の助け合い活動に組織的に取り組むために介護予防プログラムを導入した。池田町では地域の絆づくりを形成しながら介護予防ができる良さから、ふまねっと運動を導入した。その実績を積み重ねて行くことで、行政を動かし始め、財政的支援につながった。③住民主体の助け合い活動を促すために拠点となる場所を作った。そこではサロンの開発に結び付いた。また、住民主体の助け合い活動の利便性・安全性を高めるために拠点等への移動手段を常に念頭に置いた。コミュニティバスの運行ルートの検討に町内会連合会と共に加わり、各サロンを結び付け、相乗効果が生まれた。④住民に、地域が抱えている福祉課題等を共有してもらい、課題解決に協力してくれる新しい層を取り込むためにボランティアポイント制度を導入した。

⑤住民主体のつどいの場に、次世代の地域福祉を担う「住民活動支援員【若年層の町民】」をボランティアポイント事業を活用しながら養成した。

### 介護予防の基盤づくりに向けた7つのステップ



## ▶活動内容

### 池田町におけるボランティアポイント事業の特徴

- ・池田町のボランティア登録の減少を食い止めたかった。
- ・平成19年度から高齢者が高齢者を支えていくボランティアの育成に取り組んだ。具体的にはふまねっと運動の推進を重点的に支援した。
- ・6年間事業に取り組み、後継者の育成（若い層の取り込み）はやはり避けて通れない現実が見えてきた。
- ・ボランティアポイント事業に取り組むことで、町内でしか使えない商品券にかかわり、やがて町の活性化につながるという仕組みは幅広い世代に理解しやすくインパクトがあった。
- ・ボランティア活動の場所を介護施設とせず、地域で行われる「ふまねっと健康教室」等の介護予防活動

の場とした。

- ・地域の介護予防活動の場で住民が活動しやすく側面から支援する住民活動支援員を配置することで、安定した活動が継続して行えるようになった。

池田町の介護支援ボランティア事業と社協の地域支援ボランティア事業の2つの事業に分かれています。

## 介護・地域支援ボランティアポイント事業の名称と区分について

本事業の財源は、介護保険の第1号被保険者の方の保険料の一部が財源として使われることから、登録できるのも65歳以上でなければならないということになっています。しかし、ボランティア活動者の現状をみると、65歳未満で活躍されている方も多数おり、実質同じ活動をしているにも関わらず年齢を理由に該当しないというのは、住民間の絆を構築するという意味から適切とは言えません。今後ますます若い担い手の育成も必要となることから、65歳未満でポイント対象のボランティアをされる方は、地域支援ボランティアとし、社協の一般財源で活動を支援します。

介護・地域支援ボランティアポイント事業	
介護支援ボランティア	地域支援ボランティア
65歳以上	65歳未満
池田町に登録 (登録証は町発行)	池田町社協に登録 (登録証は池田町社協発行)
ポイント交換時の手帳提出先は、池田町。	ポイント交換時の手帳提出先は、池田町社協。
ノートの色が違う。	ノートの色が違う

### 住民活動支援員の活動の様子

住民活動支援員【ふまねっと会場 側面的支援①】

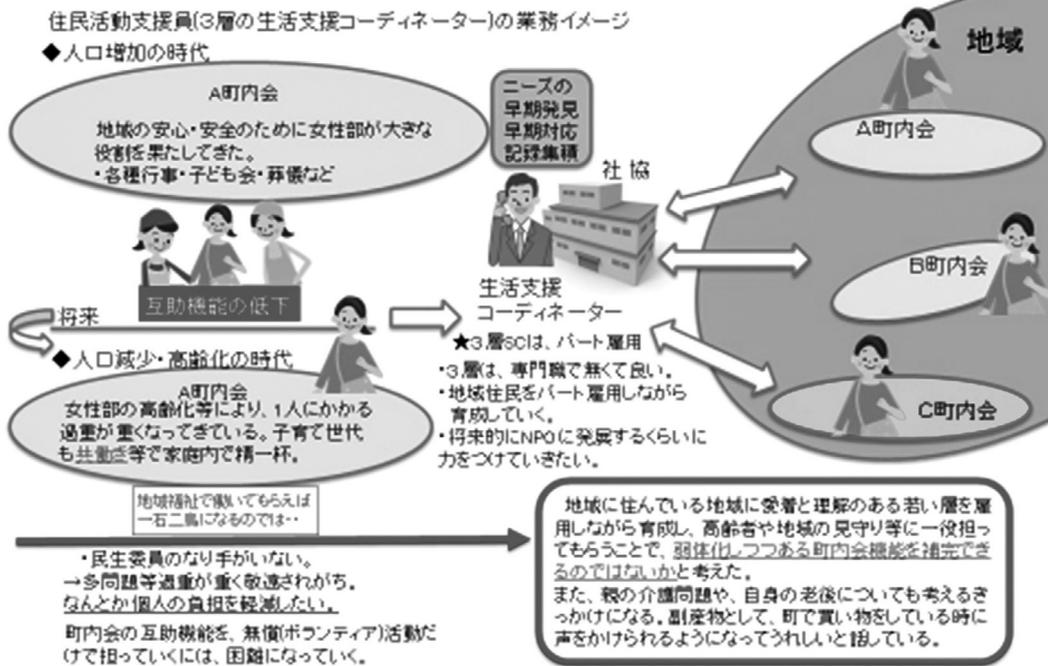


住民活動支援員【ふまねっと会場 側面的支援②】



## 住民活動支援員の役割

通所型サービスは、一般介護予防事業から基盤をつくる。



住民活動支援員は現在6名勤務しており、非常勤職員である。年齢構成は30代から50代と子育て世代を含んでおり、子育ての合間の4時間程度の仕事を行っている。

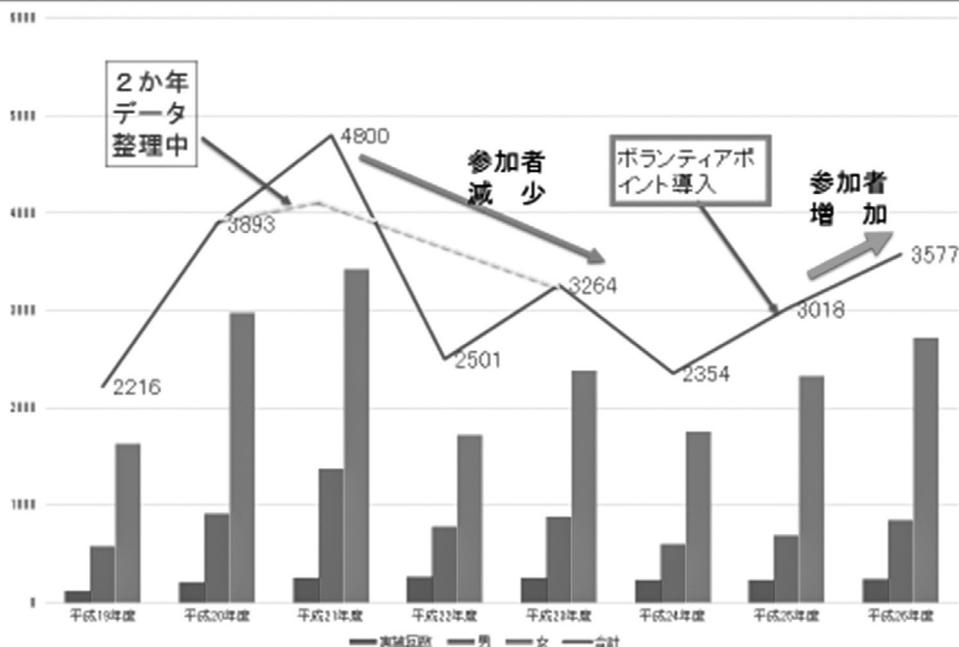
無理なく働ける環境を作ることで、活動意欲を増し、地域に若い層が関わることで将来、地域の担い手としても役割が果たせるように社協が養成している。

住民活動支援員が地域に出向くことで

ニーズの早期発見、早期対応、記録収集を社協職員ができることにより、次のステップに進むことができるようになった。

## ポイント事業を導入前と導入後のふまねっと参加者

### ふまねっとの男女別延べ人数回数実績



男性の参加も安定しているのも特徴である

導入する前の3年間は参加者が減少傾向にあったが、平成25年度以降は参加者が増えている。住民活動支援員がいることで、介助が少し必要な方も参加できるようになったことが要因となっている。また、若い人が会場に来ることによって活気が出てきたことも効果として挙げられるだろう。

## ボランティアポイント活動実績について

平成26年度 登録者数 介護支援72名 地域支援 31名

	くもん脳トレ教室	ふまねっと健康教室	ふれあい郵便	スキルアップ研修	ロココサロン	再生ボランティアサロン	ふれあい昼食会	虹の家サロン	名久井サロン	合計
介護	22	965	108	32	6	77	86	298	85	1679
地域	88	67	0	12	16	17	12	85	0	318

ワインスタンプ換券 介護130,500円 地域29,000円

平成27年度 登録者数 介護支援97名 地域支援 35名

	くもん脳トレ教室	ふまねっと健康教室	ふれあい郵便	スキルアップ研修	ロココサロン	再生ボランティアサロン	ふれあい昼食会	虹の家サロン	社協登録サロン	合計
介護	32	1112	105	75	0	101	89	272	331	2117
地域	100	68	19	28	43	14	14	68	16	370

ワインスタンプ換券 介護181,000円 地域35,000円

### 池田町内の介護予防事業活動場所概要



### ▶事業を行った評価

ボランティアポイント事業と一般介護予防事業を同時に行うことにより、活動者は地域の介護予防と自身の介護予防につながり、前向きな高齢者が増えたように感じる。

参加者はポイント導入をきっかけに地域包括支援センターや社協職員とさらに身近になったことでの安心感につながった。

また、これらの事業を10年ほど前から自発的に社協として取り組んでいたことが、平成27年4月生活支援整備体制事業の受託につながり、今後安定した介護予防に資する通いの場が確保され、今後の生活支援サービスも充実していくものと思う。

**平成27年度**

**全道社協職員研究協議会発表内容**

# 生活困窮者自立相談支援事業の 実施について

## ▶事業を開始したきっかけ

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を背景に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ること、困窮状態になられた方に対し課題解決に向け共に考え早期自立できるよう支援すること、また、困窮者支援を通じた地域づくりを進めることを目的に事業を開始。

## ▶活動内容

### 【自立相談支援事業と住居確保給付金事業】（江別市からの委託事業）

生活に困りごとを抱える方々（生活保護受給者を除く）の相談から現状を分析し、把握した課題の解決に向けて共に検討を行い、関係機関との連携のもと就労支援や債務整理等家計再建に向けた支援や緊急介入が必要な世帯への支援を実施。

また、離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金の申請窓口として住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施。

### ○相談支援にあたって

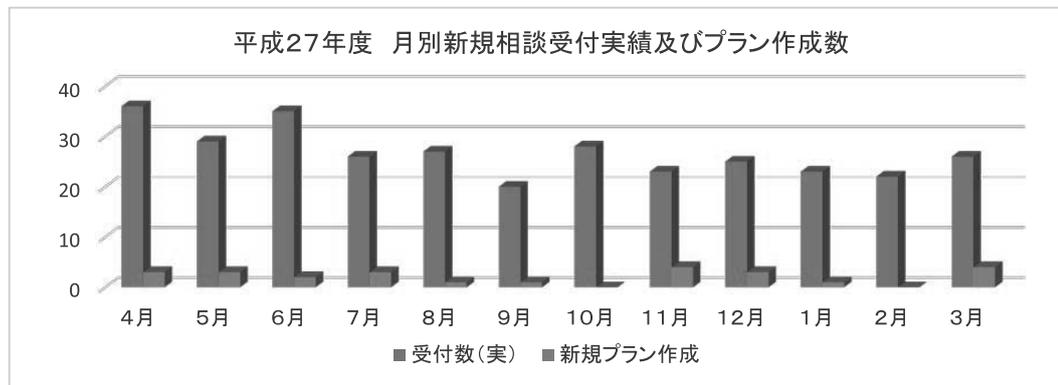
- ・開設日：平成27年4月1日
- ・窓口：くらしサポートセンターえべつ（江別市社会福祉協議会内）
- ・人員体制：社会福祉士2名（主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員）

### ○平成27年度相談件数等実績

単位：名

	受付数 (実)	性別 (男)	性別 (女)	延べ件数	新規 プラン	継続 プラン	プラン 終結
合計	320	166	154	1,878	25	16	13

平成27年度 月別新規相談受付実績及びプラン作成数



※平成27年度末における継続支援（プラン未作成）件数：35件

### ○年代別受付数（計320名）

単位：名

	10代	20代	30代	40代	50代	60～64	65以上	不明
合計	1	21	25	54	37	30	81	71

※60代以上の経済的困窮、40～50代の失業、30～40代のひきこもり（がち）が多い

○地区別相談件数（地域包括支援センター地区別：計320名）

単位：名

	江別第一	江別第二	野幌第一	大麻第一	不明
合計	60	34	88	64	74

○相談経路別件数（計320名）

単位：名

	広報関係	パンフレット ／ポスター	関係機関 からの紹介	インター ネット	その他 ／未確認
合計	74	14	184	11	37

※関係機関からの紹介件数内訳

- ・市役所各係より紹介～77件（保護課 29、納税課 4、水道部 6、医療助成 2、国保年金課 7、障がい福祉係 5、保健センター 1、住宅課 3、その他 20）
- ・福祉関連事業所や民生委員などからの紹介～107件

○相談内容別件数（延べ件数）

単位：件

病気や健康、障害のこと	83	住まいについて	43	債務について	12
家賃やローンの支払いのこと	44	税金や公共料金の支払いについて	27	地域との関係について	11
仕事探し、就職について	96	仕事上の不安やトラブル	5	介護のこと	9
家族との関係について	37	子育てのこと	8	食べるものがない	7
ひきこもり、不登校	20	DV、虐待のこと	2		
その他	57	収入、生活費のこと	169	合計	630

○主な支援結果

- ・要保護水準と思われた100世帯のうち31件を生活保護へ促した（同行や紹介状作成）
- ・就労に結び付き収入増に至った方（世帯）：24件
- ・債務整理や貸付制度などで家計再建に至った方（世帯）：35件

○イベント開催

社会参加の機会が乏しい相談受付け者への支援策として「くらサポ・カフェ」を開催。カフェの開催を通し、関係機関との連携体制を強固にしていくという側面的な目標も達成。

- ・1回目：「就職活動における心構えと準備」参加者5名
- ・2回目：「くらサポシアター」参加者6名
- ・3回目：「家族懇談会」参加者10名（※ひきこもり（がち）の相談をいただいた家族を対象）





## ▶事業を行った評価

平成27年度の新規相談受付件数は、320件（月平均26.6件）と全国平均を大幅に上回る結果であった。これは制度について、関係機関・団体向け説明会の開催や自治会回覧等の周知活動が功を奏した結果と思われる反面、SOSの発信能力が乏しい方に対するアプローチに課題が残った。

相談を通じて、「高齢者の経済的困窮」、「稼働世代におけるひきこもり（がち）」、「発達障がいや知的障がいの疑いがある方への支援」、「ホームレス支援」等、多くの課題が浮き彫りとなり、支援する手段として取り組むべき内容が明確となった。

相談件数としては、当初の予想を上回るものであったが、数回ほどの介入で支援が終了するケースも多く見られたことから、各制度や関係機関をワンストップで適切に紹介する機関として機能したと考えられる。

総じて、就職や債務整理等による家計再建、その他生活課題の解決にむけた支援等、自立した生活を送るための方法を相談者と共に検討し取り組むことができた。

また、自立支援機関単独の関わりだけでは支援困難なケースについて、市内外の多様な機関との連携や、支援に必要なメニューの創設が重要であることも改めて認識することができた。

# 地域に広がる介護予防 ～社協特性を活かした事業展開を目指して～

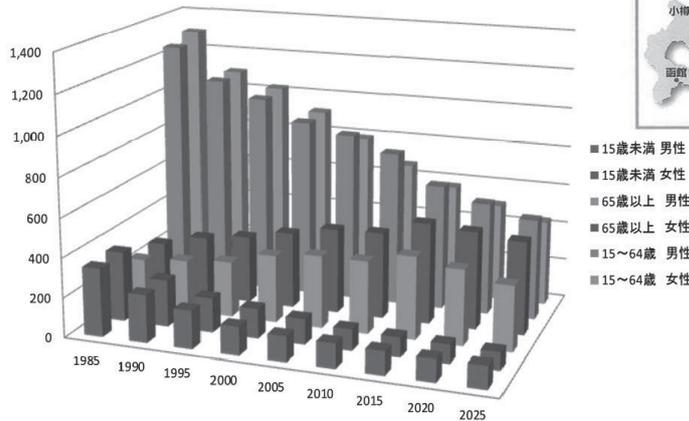
## ▶事業を開始したきっかけ

喜茂別町における地域の課題として、高齢化率の高さがある。生産者人口（15歳～65歳未満）は年々減少しており、10年後の2025年には高齢化率が50%を超えると予想される。これは①独居・高齢世帯の増加②支える人の割合が下がることによる一人あたりの負担増③地域（コミュニティー）力の低下④生活全般へのサポート不足、が必然的に起こることを意味する。

高齢化が避けられないのであれば、表面的な数字（パーセンテージ）にとらわれず、一人一人がどんな状態にあるのか、高齢の方々の健康状態や生活能力が鍵となる。地域の課題をカバーする為には、元気な高齢者にはできるだけ長く自立した生活を送っていただくこと、また高齢であっても生活全般を「支える側」に回っていただくことが必要となる。それらの実現を目指し、平成20年から段階的に地域支援事業における介護予防事業を開始した。

## ▶活動内容

喜茂別町の人口構成予測（2015年～2025年）



人口：2285名  
世帯数：1251世帯  
札幌の隣町！  
基幹産業：農業

### 介護予防とは…

要介護状態の発生をできるだけ遅らせること。また要介護状態になってもその悪化をできるだけ防ぎ、また軽減を目指すこと。それらを後押しする取り組みを介護予防事業と言い、喜茂別町では概ね65歳以上の町民に向け提供している。

## 来たくなる介護予防事業を目指して

こちらの思惑を前面に出すだけでは、人は集まらない

- ・元気に生活しましょう！・認知症を予防しましょう！
- ・健康でいましょう！・閉じこもりを予防しましょう！

今ひとつ  
そそられない

### 動因(ニーズ)

肩こりなどの不調をなんとかしたい  
ストレス発散したい・どこか行きたい  
やせたい・モテたい・愚痴こぼしたい  
美味しいもの食べたい

### 誘因(手段・方法)

根拠に基づいた効果を実感できる体操  
趣味のこと・発表の場・旅行  
美容・交流・おしゃべりサロン・会食

この2つが合わさった時、人は行動を起こす  
「動く=MOVE」

MOVEをラテン語にするとmotivationになります

天事なのは  
参加者の得!!

### ★集客のための仕掛け

「私にはまだ早い」と言わせないよう、ふれあい福祉センターの介護色や高齢者体操のイメージを払拭！

- \*おしゃべりで活気ある場所
- \*元気な人が行く場所
- \*最新の情報が得られる場所

と認識してもらうために…

# 合言葉は 世界最先端！

体力や好みに合わせ、多様なクラスを用意。理にかなったトレーニングを紹介



二次予防（低強度）のクラスには定期的に専門家を招き、最新情報を提供



ストレッチポールやひめトレをシニアの定期事業で実施



くつ下エアロビでスタイリッシュな雰囲気演出

道新にも取り上げていただきました



## 体操だけが介護予防ではない ～趣味を活かしたサークル活動を応援～



ふまねっとサークル



手芸サークル



カラオケサークル



貼り絵サークル



卓球サークル

サポート（講師）も高齢者！その方自身の生きがい活動にもなります



お茶会サークル

「こんなことしたい」という声が上がれば、即実現につなげられるのも社協ならでは！

**世代間交流の促進  
得意なことと地域住民をマッチング**



**小学3年生との体操交流**  
一緒に体操をしたり、昔と今の生活の違いについて話しをして盛り上がりました！



**夏休み・冬休み  
作品づくり交流会**  
手先が器用な高齢者が先生役となり作品づくりをサポートしました！

**サークル活動と  
町内商業施設をマッチング**



カラオケスナックの日中開放サービスを利用。最新式の音響設備に大満足な参加者達。飲食持込スタイルなので、低料金で活動できます。

**男性参加者へのアプローチ(一例)**

何か企画をして参加を呼びかけても、反応が良いのは女性ばかり？！



女性ばかりの集まりに参加するのは気恥ずかしい…



「ならば、男性限定の会を作ってしまうおう！」

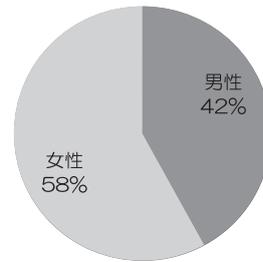


題して『男子キッチン』

男子による  
男子のための  
料理サークル

**他にも麻雀・カラオケ・日帰り旅行など、男性が  
好む事業を充実させたところ、男性参加率が増加**

平成26年度 全事業参加者男女比



重複を除いた参加実人数  
男性 120名  
女性 169名  
合計 289名



屋外でジングスカン

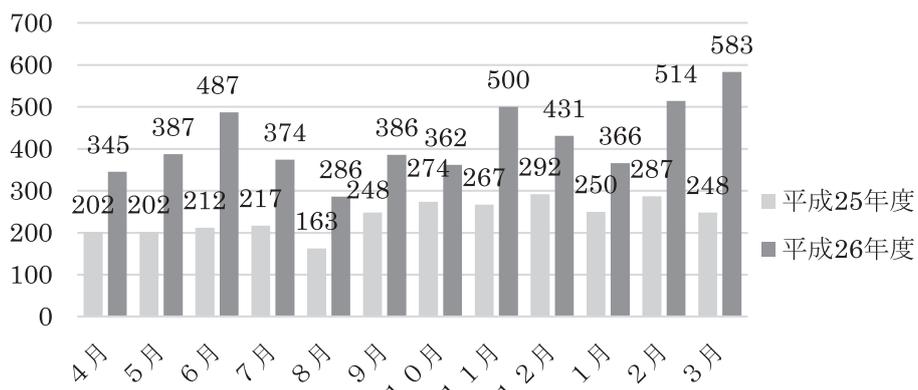


特産品のきもべつコーンスープを使ったパスタ作り



季節の行事食  
恵方巻きに挑戦！

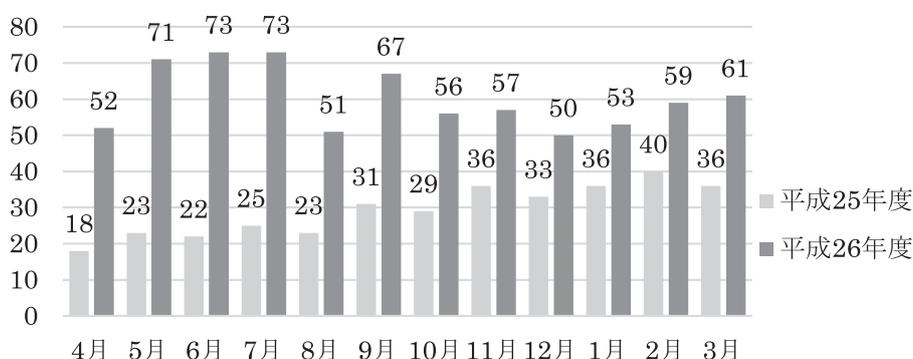
## 事業参加者 延べ人数の推移



### 参加者の声（一部抜粋）

「布団の上げ下ろしが楽になった」「体の安定感が増した」体操  
 「肩や腰が軽くなった」「夜中に足がつかなくなった」「スタイルがよくなった」体操  
 「喋って笑って元気が出る」「作品を発表できて嬉しい」サロン  
 「バランス良い食事が食べられるのがありがたい」栄養  
 「顎がカクカクするのが治った」口腔  
 「むせ込みが減った」口腔  
 「ストレス発散になる」「声が良く出るようになった」サークル  
 「また家事や畑を手伝えるようになった」訪問型介護予防  
 「音楽療法で生きる元気をもらえた」介護予防イベント

## 事業実施回数の推移



## ▶事業を行った評価

超高齢社会の先端を行くような小さな町が活力を維持するためには、医療や介護が必要になる期間をできるだけ短くし、健康寿命の延伸を目標にこの事業を充実させていくことが必要不可欠である、という一念で取り組んできた。

活動仲間を増やすことは、参加動機が継続しやすいだけでなく、見守りなどの互助、新しい総合事業におけるサービスの発展につながる可能性を秘めている。多様なニーズに対応する受け皿（プログラムや実施回数）や参加者数が前年度に比べ飛躍的に増えたことは、参加者である町民の支持を得られた結果であり、評価に値すると考える。しかし、事業は人数や回数のみで評価されるものではなく、一番大事なのは日常生活を送る中で、参加者自身が効果（メリット）を実感できることである。参加者が口にする、身体と心への良い変化についての主観的効果も評価材料として拾い上げながら「自ら進んで、継続的に参加すること」そして「地域に広げる、広がる」を合言葉に、今後も事業を推進していきたい。

# 住民主体の地域福祉実践計画 「わかち愛もせうし」策定を契機に ～住民との協働によるまちづくりの実現に向けて～

## ▶事業を開始したきっかけ

本町の社協は、行政との兼務がゆえのメリット、デメリットも少なからず事業運営の中で見られており、本来、社協は民間団体であり行政の補完的な立場にあるが、行政との結びつきが深いため、住民のとらえ方としては役場のひとつのグループと考えられていた方も多し。地域福祉の推進役として、今後、官・民が一体となった地域福祉の推進、地域包括ケアのまちづくりに向けて、社協が地域の中でどういう役割を担っていくのか、地域住民のつながりを築いていくために何をしなければならないかを、これからの5年、10年を見据えた中で、地域住民とともに新たな社協独自の方向性を明確にしていくために、行政を中心に策定している総合振興計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画等といった行政主体の計画ではなく、住民主体の計画づくりを進められないかという中で、社協が中心となり地域住民とともに「ここに生きる」ための、地域福祉実践計画を策定しようという動きとなる。

## ▶活動内容

地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」の策定にあたっては、市街地区の町内会ならびに農家地区の行政区より、できるだけ1名選出する形をとり、32歳から79歳までの男女29名を社協会長が委嘱し、約半年かけて8回の策定委員会を開催し、その間適宜正副委員長会議と専門部会を3回開催しました。策定委員会は、グループワーク形式で6グループに分かれて、「地域課題を見つける」ことからスタートして、「できる、できない」の議論ではなく、「やるかやらないか」「やるためにはどうするのか」という考えを持つ人が、地域の中で一人でも多く声を発することが重要であるという認識で参加いただきました。





策定委員会を進めると同時に、これからのわが町の地域福祉をどのように進めて行かなければならないかを考えた「計画づくり」をするために、町民の福祉への関心度や意向を計画に反映させることを目的とした全世帯アンケート調査も実施し、「みんなで考えよう!」「みんなで参加しよう!」という機運を作り出すことで、「100%回収」を目標に一歩でも近づくことができるのではないかと期待を込めて調査に臨み、単なる住民の意識調査にとどまらず、住民主体の福祉でまちづくりの一里塚ともなる重要な切り札になることも策

定委員さんに理解いただきました。その結果、92.28%という驚異的な回収率となり、この計画が多くの住民の声を反映した計画になるものと確信したのも事実です。もうひとつ特徴的なのが、このアンケート調査の集計結果を、正副委員長と各地区選出の策定委員さんを中心として、「地域懇談会」を開催した中で報告させていただき、さらにその地域懇談会の中で住民の生の声を聴こうではないかと町内全地区で開催させていただきました。そうしたなかで、この計画を「わかち愛もせうし」というネーミングにして、妹背牛の地域福祉の目指す形が少しずつ出来上がっていきました。

地域住民の7割の方が「ここで幸せに生きたい」というアンケートでの回答があり、地域課題を身近な生活の中で考える場としても、この地域懇談会の役割が大きかったと考えています。さらに、この策定期間の中で、「農協店舗閉鎖」という大きな問題に直面し、この地域懇談会でも色々な意見が出されましたが、住民の声として多かったのが、「子どもからお年寄りまでの誰もが交流でき、集える、活動の場」としての拠点にしてほしいという声でした。この地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」の中でも、「コアステーションわかち愛もせうし」として、計画に位置づけられました。そして、この策定期間の1年を契機に住民のなかで「自分たちでやることはないのか」といった意識に変化がでてきたのも実感しています。

その動きのひとつとして、平成26年の9月に誕生したNPO法人「わかち愛もせうし」は、地域住民の先導役として、「自分たちでできることから」を合言葉に、農協店舗の跡地に、行政と社協と連携し手づくりの「わかち愛もせうしひろば」のオープンに貢献していただきました。

地域住民が集まっていたために何が一番いいかを検討した中で出した答えが「食」ということで、コミュニティレストラン、いわゆる地域食堂「わかち愛食堂」をまずはオープンさせようとなり、毎週1回月曜日11時30分から14時まで、日替わり定食(500円)を中心にうどんやカレーライス等も提供されています。その他、多



目的ホールとしても活用され、各種イベントや出前講座も開催されています。社協の月1回の「ふれあいサロン」や喫茶カフェ「ほっと茶屋」も毎週1回金曜日10時から13時でオープンしており、ミニサロンのような憩いの場にもなっています。子どもの遊び場スペースもあり、中心街のためまちの駅情報ステーションとしても機能しています。



にぎわう「わかち愛食堂」

NPO 主催の出前講座  
認知症サポーター養成



毎週金曜日にオープン  
喫茶カフェ「ほっと茶屋」  
でのミニサロン開催

地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」の策定を通して、「自分たちでやることはないのか」という意識が醸成され、農協店舗閉鎖というピンチを、行政や社協と連携し地域住民の先導役として設立されたNPO 法人が主体となり作り上げた手づくりの「わかち愛もせうしひろば」が、地域のつながりと拠点となる居場所の重要性をあらためて考えさせられ、住民との協働による地域づくりと、それを実践していくしくみづくり、何かのきっかけが必要であることを、今回の地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」策定を進めて行く中で認識させられました。「人輝き・笑顔あふれる・もせうし」の実現に向けて、社協としての本来の役割を真摯に受け止めて、これからの地域福祉の事業推進に地域住民と協働して実践していきたいと考えています。



## ▶事業を行った評価

地域住民主体で取り組んだ地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」の策定を契機として、「ここで幸せに生きたい」という願いのために、なにが必要かを自分たちで地域課題を整理して、今が良ければ良いということではなく、5年後10年後の自分たちの地域をしっかりと見据えた中で、自分たちの実践や行動が「将来の地域に保険をかける」と認識が芽生えてきたものとする。地域住民は、以前からも何かをしなければならなかったと思っていた方はおられ、今回の地域福祉実践計画策定の中で、地域福祉というものにはじめて向き合うという方や、それまでは福祉というものを理解していたつもりでも何もわかっていなかったと言われる方もいたが、今回の策定や農協店舗閉鎖という情報により、自分たちで何かを考えなければならないという危機感が、このような形で住民との協働によるまちづくりにつながっていくものとする。そういう意味でも、地域住民の主体的参加を促す情報発信の必要性をあらためて考えさせられた。

# 津別町における市民後見人の活動について

## ▶事業を開始したきっかけ

津別町では、平成24年度に成年後見制度推進に向け市民後見人養成研修を開催し、10名の市民後見人が誕生した。判断能力が低下した町民を地域住民が支え、市民後見人が津別町内における支え合い活動の中心を担う事も役割の一つである。

平成25年には市民後見人による個人受任の審判があり、後見活動を開始したが初めての受任でもあり家庭裁判所や地域包括支援センターの支援を受け活動を行っていた。平成26年10月に津別町社協が受託した「津別町あんしん生活サポートセンター」が開設し、市民後見人の活動支援と養成を業務とし、市民後見人が幅広く活動できる支援体制を整えた。

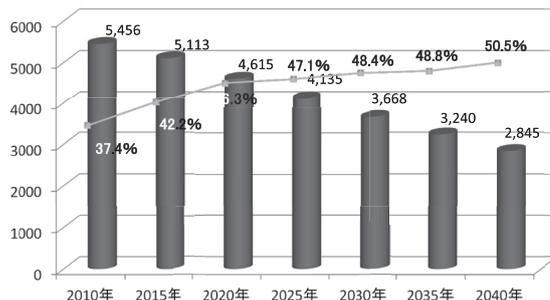
専門機関では気づく事ができない町民目線と、熱意は市民後見人ならではの強みであり、市民後見人による活動が津別の地域福祉の充実に欠かす事のできない役割である事から取組みを継続した。

### 津別町の高齢者の状況

平成27年5月末現在

人口	5,147人
世帯数	2,480戸
65歳以上高齢者数	2,117人
高齢化率	41.13%

### 津別町の人口と高齢化の今後の推計



国立社会保障・人口問題研究所調

### 障がい者の状況

(平成27年1月末現在)

- 療育手帳所持者 在宅者 45名  
児童18名 成人27名
- 精神保健福祉手帳所持者 32名
- 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 82名

⇒急増傾向にはないものの、在宅生活の療育手帳所持者、精神通院受給者証所持者は年々増加傾向にある。

### 市民後見人養成講座の経緯

- ①平成23年6月に老人福祉法改正が改正となり、「市民後見人の育成・活用など後見体制の整備」が、市町村の努力義務として盛り込まれる。
- ②北海道は、平成24年度から3年間で1,200人の市民後見人の育成を目指し、市町村と共催で市民後見人養成事業を開始。
- ③オホーツク総合振興局から「美幌、大空、津別の3町で養成講座を実施しませんか」との呼びかけもあり手探りの中、津別町でも実施。

## 公募で集まった市民後見人受講者

- 日程 H25年2月26日・27日、3月5日・6日、3月13日  
(場所は3町合同だが、津別は津別町会場で実施)
- 募集 主催側は、広報等で周知をしても受講者は集まらないだろう。募集期間後半には個別で勧奨しなければと思っていた ⇒ 12名の応募
- 受講者 10名  
民生委員、ボランティア、農業、主婦、会社員、行政、社協職員など
- 修了者 10名

## 市民後見人からの要望

- ・今回の研修だけでは、まだイメージがわからない。
- ・実際に受任したときのイメージができると。

↓  
フォローアップ研修を

- 平成25年度は、フォローアップ研修を5回実施
- ・受任直後の活動に関する演習
  - ・受任ケースの報告会
  - ・前年度の研修の振り返り
  - ・事例検討 など

## その他の研修

- ・町外研修～権利擁護フォーラムin札幌
- ・先進地視察研修  
小樽・しりべし成年後見支援センター
- ・事務局職員（地域包括・社協）での先進地視察  
釧路市・本別町・帯広市・北見市

## 後見実施機関の設置に向け

- 平成26年度は、権利擁護成年後見支援センター検討委員会を立ち上げ。
- 検討委員会は、弁護士・司法書士・社会福祉士・市民後見人・社協事務局長  
(事務局は町保健福祉課)
- 7月・8月・10月の3回開催・
  - ・センターの委託先
  - ・センターの業務内容
  - ・市民後見人の役割と活動形態
  - ・専門職関与の方法(運営協議会・受任調整会議)

## 後見実施機関の内容

- 後見実施機関の実施主体は、津別町で町条例で規定し、その運営を社会福祉協議会に委託する。
- 名称を「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」として、26年10月から開設する。
- 成年後見制度の相談だけでなく、地域で暮らし続けていくため地域の困り事などの相談窓口としての機能を併せ持つようにする。

## 津別町あんしん生活サポートセンター ほととの活動内容

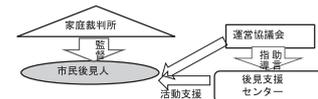
- ・津別町委託事業
  - ①相談・申立て支援事業
  - ②広報・普及啓発事業
  - ③市民後見人養成・活動支援業務
  - ④市民後見人の登録・推薦業務
  - ⑤関係機関連絡調整業務
- ・社協事業
  - ①法人後見の業務
- ・道社協委託事業
  - ①日常生活自立支援事業

## あんしん生活サポートセンターの 役割

- 成年後見制度の活用を必要としている人は、生活面で様々な問題を抱えている。  
他の介護や福祉サービス、ボランティアの活用など福祉的視点からの支援も合わせて考えていくことが必要である。
- 成年後見制度の相談窓口だけでなく、住み慣れた地域の中で暮らし続けていく中での困りごと等複雑化、潜在化している地域課題の相談窓口でもある。

## 津別町での市民後見人の活動類型

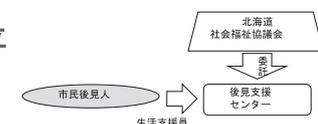
### ①個人受任



### ②法人後見の後見支援員



### ③日常生活自立支援事業の生活支援員



## 現在の受任状況

### 1. 個人受任

1件（市民後見人2人で受任）  
平成25年9月から

### 2. 法人後見

1件（後見支援員1人）  
平成26年5月から

※現在申立支援中のケース  
2件

## 地域包括支援センターへの相談

平成25年5月、本人と姉が来所相談。

「通帳を見たら、一度に20万近くおろしている月もあったんです！何に使ったか、聞いてもはっきりしなくて。これからのことを考えたら年金だけで生活してもらわなければならないから、きちんと金銭管理もお願いしたいんです。」

この事例は、以前に自治会長から相談があり、「本人が意図しない形で、近所の人にお金を支払っているようだ。ご飯を奢らされたり、何か買わされたりしてるんじゃないだろうか・・・」⇒本人との面談では、「何もお金払ってないよ。私もご馳走してもらってるの。大丈夫だから・・・」

## 相談事例

A子さん(69歳)町公営住宅に一人暮らし  
知的障がいがあり、療育手帳A判定。  
日常動作は自立、家事等についても可能。  
買い物も可能だが、金銭管理に問題アリ。  
6年前に夫が死亡し、一人暮らし、子どもはいなく、兄弟姉妹7人の7番目。  
障害年金と貯蓄で生計を維持してきた。

本人談

「お金はベッドと電子レンジを買った。」

それ以外の詳細はつかめなかったが、よくよく姉や本人と話をすると、

「冷蔵庫」「炊飯器」なども新しいものになっており、金額の価値がわからないまま購入してしまっていた可能性がある。

自治会長や民生委員からは、年金がでると他の人の車に乗って、買い物に出かけている、などの情報もある。

## 成年後見制度を活用しよう

- ・この事例では、数年前にも違う親戚が来庁し、お金がなくなり燃料も入れられなくなった、との相談もあり、日常生活自立支援事業の検討をしたときもあった。
- ・日常的な見守りや金銭管理、適切な介護サービスを利用することで、自分の年金で住み慣れた地域の中で生活ができる。そのためには、成年後見制度の活用が必要ではないか。

## 市民後見人を候補者とした理由

- 不動産や巨額な財産はなかったが、日々の適切な金銭管理が行えなかったことで、預貯金がほとんどなくなってしまった。  
⇒月1回以上(可能であれば数週間に1回)程度、本人の近くで、本人と関わりながら金銭管理を行える人が適切であると考えた。  
・・・家庭裁判所にも相談し、市民後見人にも概要を説明し、同意を得る。

## 選任をした市民後見人

- Nさん(72歳)  
民生委員、社協理事、ボランティア活動
- Yさん(64歳)  
社協理事、ボランティア活動

※釧路家庭裁判所の管轄では、市民後見人が個人受任する際に、2名で対応するよう指示があったため、2名の市民後見人を選出した。

## 市民後見人活動

- ①後見予算表と財産目録の家裁提出
- ②登記事項証明書を提示し、役場の住宅、国保、介護保険、自治会長、民生委員、病院、ガス事業所、タクシー会社を訪問
- ③日常的な支援～支援計画の作成
  - ・10日毎に食費等で12,000円渡す
  - ・残金の確認とレシート等の確認
  - ・郵便物等の確認と諸手続き
  - ・生活上の相談
- ④1年経過後、家裁に活動報告(収支報告含)及び報酬付与申立てを行った。

## 法人後見の受任

- ・町内の特別養護老人ホームに入所中。  
90歳・女性・要介護3・認知症・生活保護受給
- ・一人暮らしで在宅介護を受けていたが、金銭管理をしていた娘の経済的虐待により滞納発生し、町長申立したケース。
- ・受任調整会議で借家の処分、法定相続人との関係等を考慮し、社協の法人後見を確認。  
後見支援員となる市民後見人を確認。
- ・4月24日付で法人後見の審判決定。

## 法人後見人としての活動

登記事項証明書発行前に

- ・被後見人との面談
- ・申立人である町役場担当者との協議
- ・親族(娘)との面談
- ・借家処分のため不用物品の処分
- ・後見支援員による活動

登記事項証明書発行後と今後の計画

- ・預金名義変更の手続き
- ・日常の金銭管理
- ・借金や滞納金の整理計画
- ・本人との面談による身上監護
- ・介護サービス等に係る事務

## 法人後見活動の一つ



被後見人が住んでいた借家の処分



紙袋3袋も集まりました



被後見人の衣服が少なかったため社協の理事が集めてくれました

## 市民後見人活動

- ①定期的な面会による本人の状況確認  
関係が構築されるまで1回/週  
現在は1回/週の面会で状況の把握を行っている。
  - ②必要備品の確認と補充  
服～夏物と冬物の確認
  - ③施設サービス担当者会議の参加
  - ④負債に関する支払
- ※今まで面会がなく、ベッドで横になる事が多い方であったが、面会を楽しみにされ日中の活動量も増加した。

## 今後の課題と取り組み

- あんしん生活サポートセンターは、権利擁護だけの相談窓口でなく、地域で暮らし続けていくための総合相談窓口としての機能を高めていきたい。(そのため「あんしん生活」の名称)
- 社協専門員の資質向上に向けた研修の充実
- 弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所など関係機関との調整～ネットワークの活用～  
弁護士等の専門職が、いつでも市民後見人の活動支援ができる体制

## 市民後見人の役割を支援する

- 市民後見人は、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

(大阪市立大学教授・岩間伸行「市民後見人」とは何か)

この活動を支援できるセンターとしての機能を発揮し、市民後見人の皆さんと一緒に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくっていききたい。

## ▶事業を行った評価

---

市民後見人の支援により、判断能力が低下した被後見人等が住み慣れた自宅と地域で生活ができる事は、本人にとって安心できる生活が継続出来る事を意味する。

また、市民後見人の中でも仕事や家庭がある事で活動が難しい方には、当社協が受任したケースで法人後見支援員という役割で活動ができる事で、市民後見人としての役割や期待が更に高まっている現状がある。

今後も、判断能力の低下や障がいをかかえた住民が住み慣れた津別町で生活が継続できる支援体制を充実させ、今以上に市民後見人として活躍する場を提供できるようにセンター機能を強化していきたい。

# 学習サポート事業について ～蘭 LEARN 教室～

## ▶事業を開始したきっかけ

「生活困窮者自立支援法」施行に先駆け、室蘭市社協の第4期福祉実践計画で掲げた基本目標「お困りごとの応援」及び「ボランティア活動への応援」の一環として実施。勉強と食育の観点から学生サークルと地区福祉委員の協力を得て、社協独自事業として平成26年9月から学習サポート事業を開始した。

## ▶活動内容



講師を務めている  
室蘭工業大学まちづくりサークル  
PA ネットワークの皆さん



昼食を用意してくれている  
東明地区福祉協議会の福祉委員の皆さん

## 学習サポート開始まで・・・

- ・小中学生がいる生活保護世帯を対象に学習支援事業のアンケートを実施(室蘭市協力)
- ・アンケートをもとに教科など内容を決定
- ・ケースワーカーを通じて生活保護世帯へ周知、小中学校の校長会で協力依頼

# 学習サポートの内容

- ・基礎学習が身につくように学習ドリルなどを活用した指導とゲームの中で勉強の楽しさなどを伝えられる学習の場、昼食時間を利用した大学生との交流
- ・対象者 基礎学力の習熟を希望する小中学生  
(低所得世帯)
- ・教科科目 算数(数学)、英語、国語
- ・日時 第2・4土曜日 11時～14時
- ・場所 町会館



## 学習サポート(平成26年9月) 蘭LEARN教室スタート!

### 学年別に学習



### 昼食時間の交流



会場：校区の中心に位置する町会館を利用

学習：基礎学力が身に付く内容で学生ボランティアが企画・指導  
学年別にわかれて、授業形式と個別形式を取り入れている

昼食：福祉委員が昼食の準備から後片付けまでを行い、献立のお話し  
食育を取り入れている

日程：1教科目→昼食時間の交流→2教科目

# 季節のイベント

## クリスマス会



## 正月遊び



学習だけでなく、季節のイベントを通じて交流学习も実施  
子ども達と一緒に話しをしながら、飾りを作ったり、ゲームをしたり  
と様々な場面で子どもたちに活躍する場を設けた

# 今後の展開

- ・再募集により人数が増え、現在**48**名の登録  
学習内容や指導に工夫が必要
- ・室蘭市より生活困窮者自立支援法にもとづく「学習支  
援事業」の受託  
平成**27**年**8**月から中学生を対象にした学習会を開始



市委託事業：中学生を対象 月2回土曜日に国語・数学を学ぶ学習会を開始  
講師は退職した先生を中心にカリキュラムに沿った学習を実施

## ▶事業を行った評価

---

本事業の趣旨に賛同いただき、立ち上げの企画から運営に到るまで地域ボランティアの力で学習会が軌道に乗ることができた。参加者から「テストの点数が上がった」「この教室で勉強することが楽しい」などの感想があり、中学3年生が志望校へ合格したなど事業の成果が見えてきた。ただ参加人数が増えたことにより、学習内容や指導方法に工夫が必要と感じている。今後も試行錯誤をしながら事業を進めていきたい。

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 補償金額(保険金額)・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	300円	450円	
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引渡幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
TEL: 03 (3593) 6824  
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

平成28年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	死亡	10万円	10万円
	後遺障害	0.3~10万円	0.3~10万円
傷害見舞費用	入院時	3万円	3万円
	通院時	1万円	1万円
		(1事故で10万円限度)	(1事故で10万円限度)
		死亡時	100万円
		入院時	1.5~7万円
		通院時	1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	1~50名	35,000~61,460円
		51~100名	68,270~97,000円
		以降1名~10名増ごと	1,500円
		基本補償(A型) 保険料	+
		【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
- オプション3 ● 借用不動産賠償事故補償

## プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の1名1口あたり	3円(1日あたり)
	780円(年間: 週5日勤務の場合)

### ① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション新設: 使用者賠償責任補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン4 社会福祉法人役員補償 (賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員賠償責任補償

保険期間1年

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
 保険会社) TEL: 03(3593)6824  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

平成28年度  
北海道内社会福祉協議会の取組み事例集



発行：平成28年8月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会（地域福祉部地域福祉課）  
北海道社協職員連絡協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

かでの2・7 2階

TEL 011-241-3977 FAX 011-271-3956